

亀山市告示第117号

亀山市浄化槽整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年4月19日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市浄化槽整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市浄化槽整備事業補助金交付要綱（平成17年亀山市告示第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(補助対象地域)</p> <p>第3条 補助の対象となる地域は、次に掲げる区域を除いた市内の地域とする。</p> <p>(1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項又は<u>第25条の23第1項</u>の規定による事業計画に定められた区域</p> <p>[ (2) 及び (3) 略 ]</p> <p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する区域を補助対象地域とすることができる。</p> <p>(1) <u>下水道法第25条の23第1項</u>の規定による事業計画に定められた区域のうち市長が特に認めた区域</p> <p>[ (2) 略 ]</p>	<p>(補助対象地域)</p> <p>第3条 補助の対象となる地域は、次に掲げる区域を除いた市内の地域とする。</p> <p>(1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項又は<u>第25条の11第1項</u>の規定による事業計画に定められた区域</p> <p>[ (2) 及び (3) 略 ]</p> <p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する区域を補助対象地域とすることができる。</p> <p>(1) <u>下水道法第25条の11第1項</u>の規定による事業計画に定められた区域のうち市長が特に認めた区域</p> <p>[ (2) 略 ]</p>
備考 表中の [ ] の記載は注記である。	

附 則

この告示は、公表の日から施行する。